

# 伊那市農業者協議会規約

## (趣旨)

第1条 本協議会は、伊那市内の認定農業者、中核的な担い手農業者の自主的組織づくりを推進し、互いの情報交換と親睦を図り、地域リーダーとして地域農業の継続、発展に尽力していくことを趣旨とする。

## (名称)

第2条 本協議会は、伊那市農業者協議会という。

## (組織)

第3条 本協議会は、伊那市農業振興センターの農業振興方針に沿い、伊那市内に住所又は主な営農地を有し、地域農業を担っていく意欲と能力を有する全ての認定農業者及び中核的な農業者により組織する。

## (事業)

第4条 本協議会は、第1条の趣旨にそって次の活動を行う。

- (1) 農用地の高度利用及び農業経営の改善等に関する情報交換活動
- (2) 地域リーダーとしての農業振興に関する活動
- (3) 兼業、高齢農家等との営農機能分担など作業受委託に関する調整活動
- (4) 農業後継者との交流などを通じて、その確保育成に関する活動
- (5) 地域イベント、消費者との交流等地域農業振興に関する活動
- (6) 講演会、研修会等の開催および参加
- (7) 関係機関への積極的な意見提言
- (8) その他農業振興に関する諸活動

## (役員及び職務)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。役員は総会及び地区会においてこれを選出する。

会 長	1名	[総会選出]
副 会 長	1名	[総会選出]
会 計	1名	[総会選出]
監 事	2名	[総会選出]
地区会長	8名	[地区会選出]
理 事	若干名	[地区会選出]

- 2 会長は会を代表し、これを統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事は、この会の会務を執行する。
- 5 会計は、この会の会計を処理する。
- 6 監事は、この会の業務執行状況を監査する。

(任期)

第6条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補充による役員任期は、前任者の残存任期とする。

(加入脱退)

第7条 本協議会へは随時加入できるものとし、脱退については役員会又は総会の承認を受けるものとする。

(総会及び役員会)

第8条 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 次の事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 規約の改廃

(2) 事業の計画及び報告、収支予算及び決算

(3) 役員の選出

3 会議の議事は出席者の過半数の合意をもってこれを決定する。

(地区会)

第9条 地区農業振興推進委員会の農業振興方針に沿い、地域の実情にあった活動を行うため、地区会を開催する。

2 地区会は、地区会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第10条 本協議会の事務局は、伊那市農業振興センター事務局があたる。

(経費)

第11条 本協議会の運営に係る経費は、会費及び助成金その他をもってこれにあてる。

年会費 個人3,000円 法人・組織等5,000円とする。

(事業年度)

第12条 本協議会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和4年3月25日から施行・適用する。

附則 この規約は、令和5年3月24日から施行・適用する。